

平成18年度のまちづくり交付金の執行について (まちづくり交付金への揮発油税等財源の導入に伴う措置)

平成18年度予算より、まちづくり交付金に揮発油税等財源が導入され、予算科目は次のようになりました。

(項) 都市環境整備事業費	(目) まちづくり交付金
(項) 揮発油税等財源都市環境整備事業費	(目) まちづくり交付金

執行にあたっては、これらを別々の予算として配分を行った場合、まちづくり交付金の使い勝手を大きく阻害する恐れがあります。

このため、平成18年度のまちづくり交付金の執行は、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせ致します。

記

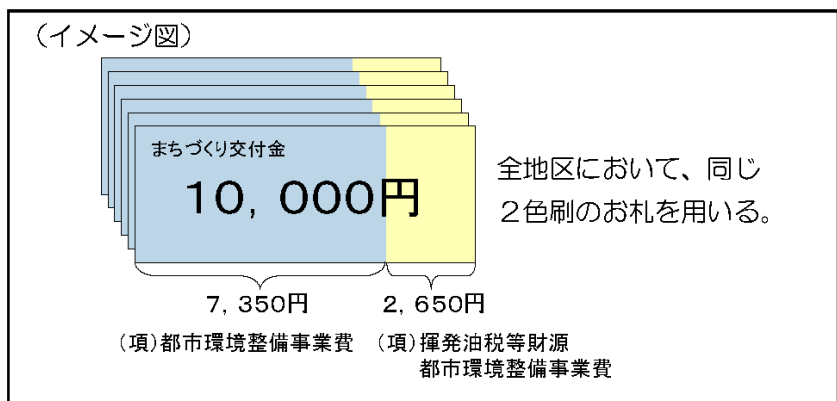
1. 地区配分について

平成17年度までと同様に、各地区の事業進捗に応じて内示変更や流用ができるよう、(項)都市環境整備事業費(以下「一般財源」という。)と、(項)揮発油税等財源都市環境整備事業費(以下「道路財源」という。)の両方を全地区に配分し、その比率は全地区同一とします。

なお、平成18年度の一般財源と道路財源の配分比率は、次のとおりとします。

一般財源 73.5%

道路財源 26.5%



例：A地区の配分額が125百万円の場合は、一般財源91.875百万円、道路財源を33.125百万円が各財源の配分額となります。

(内示書の例)

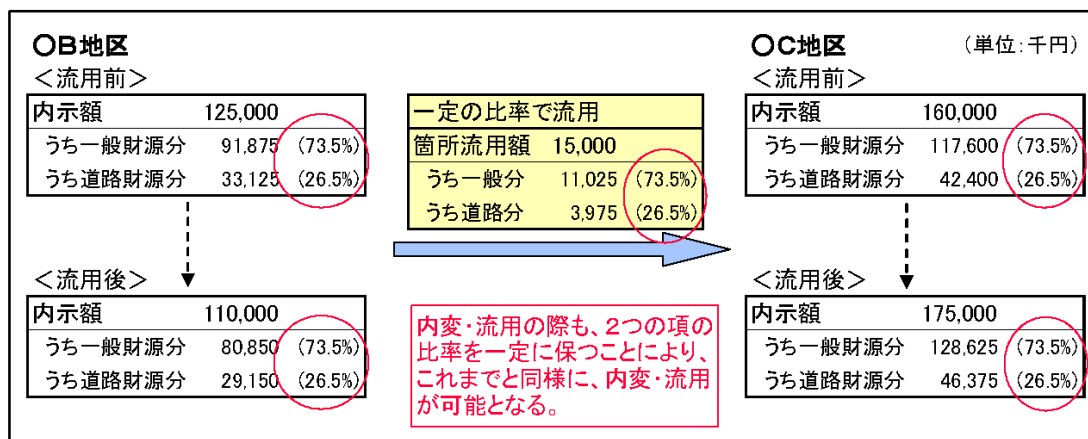
国費:単位千円

事業主体	地区名	新・継	今回内示額	摘要
〇〇市	〇〇中心市街地地区	新規	125,000	うち(項)都市環境整備事業費 91.875 うち(項)揮発油税等財源都市環境整備事業費 33.125

2. 内示変更、流用について

内示変更、流用にあたっては、1. の配分比率を維持することにより、これまでと同様の条件で実施できるものとします。

例：B地区とC地区の流用



3. 交付申請、完了実績報告等について

交付申請、完了実績報告においても、これまでと同様の取扱いとしますが、次の部分のみ、一般財源、道路財源のそれぞれの額を記載することとします。

(1) 交付申請書（変更交付申請書を含む）

交付申請にあたっては、1. の配分比率を維持することにより、交付申請書の記載方法は、項目の違いにかかわらず、これまでどおり1通の申請書を作成すればよいものとします。

ただし、一般財源、道路財源の金額を区別するため、交付申請書の様式1-2「まちづくり交付金交付申請/決定額表」の摘要欄に、一般財源、道路財源のそれぞれの額を記載するものとします。

(交付申請書の記載イメージ)

様式1-2 平成〇〇年度まちづくり交付金交付申請決定額表 事業主体名 〇〇 (単位：千円)				
番号	都市名	地区名	交付金額	摘要
1	〇〇市	〇〇中心市街地地区	125,000	(項) 都市環境整備事業費 91,875 (項) 揮発油税等財源 都市環境整備事業費 33,125

交付申請の最少額は、これまでどおり、千円単位となりますので、これを一般財源、道路財源に区分した場合、一円単位での管理が必要となります。

なお、事業の執行にあたっては、地区の事情により、各事業への一般財源、道路財源の充当割合を自由に設定できることとしますが、1. の配分比率と異なる比率（例えば、道路財源を全額道路整備に充当し、他の事業に一般財源を充当する）で執行した場合は、他の地区との内変・流用の支障となる、それぞれの予算科目ごとに経理が必要となる等の制約が発生しますのでご留意ください。

(2) 完了実績報告書

完了実績報告書の記載方法は、予算科目の違いにかかわらず、これまでどおり1通の申請書を作成すればよいものとします。ただし、一般財源、道路財源の金額を区別するため、様式1-3-1「補助事業完了実績報告箇所別表」の摘要欄に、一般財源、道路財源のそれぞれの額を記載するものとします。

4. その他

繰越手続き、決算書の記載方法についても、予算科目の違いにかかわらず、これまでより手続きが増加しないよう調整中です。詳細が決まり次第、ご連絡いたします。

以上